

保育所等の整備に対する助成事業募集要項 新旧対照表

令和５年度	令和４年度
<u>令和５年度「保育所等の整備に対する助成事業」</u>を下記により募集します。 1. <u>事業目的</u> 社会福祉等の増進を目的として整備された施設のうち、<u>社会福祉法人が所有、運営する保育所等の施設等の補修改善を助成し、心豊かな社会づくりに貢献すること</u>を目的とします。 2. <u>定義</u> <u>本助成事業において、保育所等とは、「児童福祉法」第３９条に規定する施設及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第２条第６項規定する認定こども園及び同条第７条に気規定する幼保連携型認定こども園をいう。</u> 3 <u>事業の名称</u> <u>令和５年度保育所等の整備に対する助成事業（以下「本助成事業」といいます。）</u> 4. <u>事業内容</u> <u>本助成事業は、社会福祉法人が所有し運営する保育所等の施設で、老朽化により利用上の支障をきたし、その原状回復が必要と認められる施設等の補修改善工事等（以下「補修改善事業」という。）に係る費用（以下「事業費」という。）の一部を助成します。</u> <u>事業期間は、令和５年４月１日（土）から令和６年３月３１日（日）までとします。</u> 5. <u>選定基準</u> 本助成事業は、次の各号に掲げる<u>実施方針</u>に基づき実施します。 （１）申請者が助成を申請する施設等の整備（以下「申請事業」という。）の計画及び実施方法が、当該申請事業の目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。 （２）本財団の助成がなくしては、当該申請事業の効果を十分に発揮できないと認められること。 （３）当該申請事業が営利を目的としないこと。 （４）当該申請事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ寄与するものでないこと。 （５）宗教活動、政治活動を目的とする団体、及び反社会的勢力でないこと。 （６）本助成事業の<u>完了の日の属する年度（国の会計年度）の翌年度から起算し５事業年度を経過していること。</u> 6. <u>助成の対象者</u> 本助成事業<u>における対象者</u>は、保育所等を所有し運営する社会福祉法人とします。	<u>令和４年度第３回</u>保育所等の整備に対する助成事業を下記により募集します。 1. <u>目的</u> <u>本助成事業は、社会福祉等の増進を目的として整備された施設のうち社会福祉法人が所有、運営する施設等の補修改善を助成し、定款の理念である「こころ豊かな社会づくり」の実現に寄与すること</u>を目的とします。 2. <u>実施方針</u> 本助成事業は、次の各号に掲げる方針に基づき実施します。 （１）申請者が助成を申請する施設等の整備（以下「申請事業」という。）の計画及び実施方法が、当該申請事業の目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。 （２）本財団の助成がなくしては、当該申請事業の効果を十分に発揮できないと認められること。 （３）当該申請事業が営利を目的としないこと。 （４）当該申請事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ寄与するものでないこと。 （５）宗教活動、政治活動を目的とする団体及び反社会的勢力でないこと。 （６）本助成事業の<u>助成を受けた後、翌年度から起算し５年間は助成の申請ができないこと。</u> 3. <u>事業の内容</u> <u>本助成事業は、社会福祉法人が所有し運営する保育所等で、老朽化により利用上の支障をきたし、その原状回復が必要と認められる施設等の補修改善工事等に係る費用（以下「事業費」という。）の一部を助成します。</u> 4. <u>対象者</u> 本助成事業<u>の助成を受けられる対象者</u>は、保育所等を所有し運営する社会福祉法人とします。

7. 助成率及び助成金の限度額 <u>助成率は助成対象事業費総額の3分の2以内とし、助成金の限度額は400万円とします。</u> 8. 助成金額の単位 <u>1万円未満切捨てとします。</u> 9. 助成の対象となる補修改善 <u>本助成事業における助成の対象は次の各号に掲げる建物及びその建物の付帯設備並びに付帯機器（以下「付帯設備等」という。）とします。</u> (1) <u>原則として主たる事業を営む完成後15年を経過した建物及び付帯設備等（以下「建物等」という。）であって、次に掲げる要件に該当するものとします。</u> ① <u>老朽化により支障が生じていること。</u> ② <u>原状回復を必要としていること。</u> (2) <u>建物等の一部に不可分一体の完成後15年未満の増改築部位及び増設付帯設備等があり、当該部位及び付帯設備等を含めた補修改善を行う場合の助成は、次に掲げる要件に該当する場合のみとします。</u> ① <u>前（1）の補修改善工事と共に同時期に一体で行われる補修改善であること。</u> ② <u>老朽化等により利用上支障をきたしていること。</u> ③ <u>原状回復を必要としていること。</u> (3) <u>15年を経過していない付帯設備等で次の各号の要件を満たす場合は助成の対象になることがあります。必ず事前にお問い合わせください。</u> ① <u>耐用年数を経過し使用不能又は機能が著しく低下し使用に耐えない状態であり原状回復を必要としていること。</u> ② <u>当該付帯設備等の部品の供給が終了し、入手困難により修理することができないこと。</u> 10. 助成の対象になる建物等の部位及び工事内容 (1) <u>建物等の部位は次表に掲げるとおりとします。</u>	5. 助成率及び助成限度額 <u>原則として、対象となる事業費の3分の2以内とし、助成金限度額は400万円以内です。</u> 6. 助成金の支払方法 <u>助成金の支払は、自己負担金額以上の補修改善工事代金等の決済後に精算払とし、申請された銀行等金融機関へ振り込みます。</u> 7. 助成の対象要件 (1) <u>本助成事業の助成対象要件は、次の①から③に掲げるとおりです。</u> ① <u>補修改善対象施設の完成後15年以上経過していること。</u> ② <u>老朽化等により利用上支障をきたしていること。</u> ③ <u>原状回復を必要としていること。</u> (2) <u>前号①に該当していない場合であっても次の①又は②に該当する場合は、助成対象とすることがあります。</u> ① <u>老朽化が著しく前号の補修改善工事と一体で行われる施設等の補修改善</u> ② <u>耐用年数を経過して使用不能となっている設備の整備</u>
	7. 2 助成対象となる建物部位、設備及び工事 (1) <u>助成対象になる建物部位及び設備は次に掲げるとおりです。</u> ① <u>建物の屋根、壁、床、便所、ベランダ、窓サッシ等</u> ② <u>建物に付帯する設備である暖冷房、照明、給湯設備、合併処理槽</u> ③ <u>上記に付帯する建物の部位等で不明な場合は、16に記載の問い合わせ先に問い合わせること。</u>

<u>(2) 工事内容は次表に掲げるとおりとします。</u>		<u>(2) 助成対象となる補修改善工事等の内容は次表のとおりです。</u>	
工事区分	工事内容	工事区分	工事内容
建物の補修改善工事	・防水、防錆を目的とした工事 ・建物の内装補修工事	建物の補修改善工事	・防水、防錆を目的とした工事 ・建物の内装補修工事
改造工事	・建築当初の面積、形状は変えずに内部の間取りの変更等、施設の機能改善を目的とした工事 ・バリアフリー工事	改造工事	・建築当初の面積、形状は変えずに内部の間取りの変更等、施設の機能改善を目的とした工事 ・バリアフリー工事
増築工事	・制度変更に伴い建物の機能改善が必要となった増築工事。ただし、対象工事の面積が10㎡未満であること。	増築工事	・制度変更に伴い建物の機能改善が必要となった増築工事。ただし、対象工事の面積が10㎡未満であること。
その他の工事	・施設の全ての利用者等の安全確保、環境の維持向上を目的とした補修改善工事であって本財団が認めたもの。	その他の工事	・施設の全ての利用者等の安全確保、環境の維持向上を目的とした補修改善工事であって本財団が認めたもの。
設備工事	・暖冷房空調設備の取り換え工事 ・照明機器の取り換え工事 ・給湯設備の機能低下を改善するための補修又は取り換え工事 ・上記工事に付帯する配線、配管その他の付帯工事 ・下水道の整備に伴う合併処理槽の撤去工事	設備工事	・暖冷房空調設備の取り換え工事 ・照明機器の取り換え工事 ・給湯設備の機能低下を改善するための補修又は取り換え工事 ・上記工事に付帯する配線、配管その他の付帯工事 ・下水道の整備に伴う合併処理槽の撤去工事
<u>(3) 上記に付帯する建物の部位等で不明な場合は、お問い合わせください。</u>			
<u>1 1. 助成の対象になる費用</u>		<u>7. 3 助成対象経費</u>	
<u>助成の対象になる費用は次の各号に定める費用とします。</u>		<u>助成対象経費は次のとおりです。詳細は、「応募要領」を確認してください。</u>	
<u>(1) 設計費用及び監理業務費用</u>		<u>(1) 工事費用及び設備費用</u>	
<u>本補修改善工事に係る設計及び監理業務（以下「設計監理業務」という。）に係る費用であって、設計監理業務委託契約に基づく委託料。</u>		<u>(2) 設計及び監理業務費用</u>	
<u>(2) 工事費用及び設備費用</u>			
<u>助成の対象になる増築の建築基準単価及び設備の基準単価は次表のそれぞれの基準以内とします。</u>			
<u>① 増築の建築基準単価は次表に掲げるとおりとします。</u>			
基準単価	建築物の主要構造部の構造区分	1㎡あたり基準単価	
	1. 鉄筋コンクリート造	187,000円	
	2. 鉄骨造	170,000円	
	3. 木造	145,000円	
<u>② 設備の基準単価は次表に掲げるとおりとします。</u>			
設備区分		基準単価	
合併処理槽		JIS算定対象人員1人当たり100,000円	
<u>注1) 実際の単価が上表より低い場合は、その低い単価とします。</u>			
<u>注2) 基準単価の対象には次の費用を含みます。</u>			
<u>電気設備、ガス設備、給排水衛生設備、火災報知機設備、消火栓設備、非常通報装置設備、リフト設備、屋外非常階段の工事</u>			
<u>注3) 増築部分に暖冷房設備を設置する場合の費用は、次のとおりそれぞれの建築基準単価の割増しを認めます。</u>			
<u>・暖房設備のみの場合 9%</u>			

<u>1 7. 個人情報の取扱い</u> 助成申請に際して収集した個人情報は、本財団の個人情報保護規程に基づき、本財団の定款に定める公益の増進を目的とした諸事業の実施に係る審査、連絡及び情報公開（事業年度、事業実施団体名又は事業実施者名・事業内容・助成金の金額・事業成果の概要・事業に関する補足情報）のみに利用します。	<u>を決定します。</u> <u>1 2. 審査結果の通知</u> <u>審査結果は、令和 5 年 3 月上旬に申請者に対して郵送で通知します。</u> <u>1 3. 本助成事業の期限</u> <u>本助成事業の期限（竣工日又は完成届日）は令和 5 年 9 月 3 0 日です。</u> <u>1 4. 監査及び書類の保管</u> <u>交付決定した助成金の額の確定において監査を実施します。</u> <u>また、必要に応じて助成事業確定後の監査を実施します。</u> <u>本事業の手続書類は、必ず助成金の額の確定通知の日から 5 年間保管してください。</u> <u>1 5. 個人情報の取扱い</u> 助成申請に際して収集した個人情報は、本財団の個人情報保護規程に基づき、本財団の定款に定める公益の増進を目的とした諸事業の実施に係る審査、連絡及び情報公開（事業年度、事業実施団体名又は事業実施者名・事業内容・助成金の金額・事業成果の概要・事業に関する補足情報）のみに利用します。 <u>1 6. 問い合わせ</u> <u>法人所在地の都道府県共同募金会</u>
---	---